

国保

後期高齢者医療制度加入者で

確定申告される人へ

後期高齢者医療保険料は、平成22年1月1日から12月31日までに納付された全額が、社会保険料控除の対象となります。

確定申告の際、領収書や納付証明書の添付は必要ありませんが、納付された金額を申告書に記載していただきますので、確定申告される人は、次の資料を参考にご利用ください。

●特別徴収の人：年金から徴収(天引き)されている人については、年金の源泉徴収票に記載されているので、ご確認ください。

●普通徴収の人：口座振替や納付書で支払いをした人には、今年の1月下旬に市国保年金課から、社会保険料控除の資料として『社会保険料控除のお知らせと納付額のご案内』のながきを送付しましたので

ご確認ください。

また、世帯主または配偶者としてご家族の後期高齢者医療保険料を口座振替と一緒に納付したときは、その納付額の全額が納付した人の社会保険料控除の対象になります。

納付された金額など不明な点がありましたら、左記窓口までお問い合わせください。

国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・299)。

収入がなくても申告を

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、世帯の前年1年間の総所得金額などが一定額(基準所得額)以下の場合、その所得に応じて個人均等割り・世帯平等割りの軽減を受けることができます。

昨年の収入が少なかった人や無い人、収入が税金の対象とならない遺族年金や障害年金だけの人も、市・県民税などの申告がされていないと所得の把握ができず、軽減を受けられない場合がありますので、忘れずに申告しましょう。

国保年金課保険税班(☎内線281)、高齢者医療年金班(☎内線288・299)。

2月28日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限

2月28日(月)は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限日です。納め忘れないようにお願いします。口座振替をご利用の人は、残高不足のないようご確認ください。

納付が困難な場合は、そのままにせず下記窓口にて納付相談をしてください。

【保険税(料)が未納の場合】

保険税(料)を未納のままにすると、各保険サービスを利用する際に制限を受ける場合があります。

☎【国民健康保険税について】国保年金課保険税班(☎内線281～284)。

☎【後期高齢者医療保険料について】国保年金課高齢者医療年金班(☎内線288・299)。

年金

年金手帳を

お持ちでない人へ

就職などで、厚生年金や共済組合に加入する際には、年金手帳が必要です。

国民年金の1号被保険者(加入中)の人で、手帳を紛失してしまった人は、市国保年金課で年金手帳の再交付申請を早めに行ってください。

申請後、日本年金機構から新しい手帳が郵送されます。

☎船橋年金事務所(☎047-424-8854)、国保年金課高齢者医療年金班(☎内線289・299)。

国民年金保険料納付には

口座振替の前納がおすすめです

国民年金保険料は、次の通り、口座振替やクレジットカードでの前納がおすすめです。

①1年間分の前納。
②6カ月分の前納。
③翌月末振替。

④当月末振替(口座振替のみ)。

平成22年度を例にすると、年額保険料181,200円を納付書、またはクレジットカードで前納した場合は177,980円となり、3,220円の割り引きになります。また口座振替で前納すると177,400円となり、納付書、またはクレジットカードで前納するよりも、さらに580円の割り引きになります。

口座振替の申し込みは、金融機関で手続きを行うことができます。また、クレジット

カードでの納付は市国保年金課にお申し込みください。

なお、前納の申し込みおよび4月分から新規に口座振替、クレジットカードでの納付を開始希望の人は、今月中にお申し込みください(申し込みが遅れると、手続きが間に合わない場合があります)。

詳しくは左記へご確認ください。

☎船橋年金事務所(☎047-424-8854)、国保年金課高齢者医療年金班(☎内線289・299)。

国民年金保険料を

社会保険料控除として

申告する人へ

平成22年10月1日から12月31日の間に、初めて国民年金保険料を納付した人には、今月初旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のながきが郵送されます。

※平成22年1月から9月30日までに納付した人へは、昨年の11月に郵送済み。

国民年金保険料は納付した

全額が、所得税・市県民税などの社会保険料控除の対象になるので、申告を行うまで、証明書を大切に保管してください。

証明書の再発行など、控除証明書に関するお問い合わせは左記専用ダイヤルにおかけください。

☎証明書専用ダイヤル(☎0570-0700-1117・平成23年3月15日まで)。
IP電話(☎03-6700-1130・通話料金は利用者の負担になりますので、ご注意ください)。

環境

粗大ごみ収集と

燃やさないごみ・粗大

ごみの直接搬入を休止

伊西クリーンセンターでは、2月11日(祝)・20日(日)の間、粗大ごみ・燃やさないごみ処理施設の定期修繕を実施します。これに伴い、修繕期間中、粗大ごみの収集および直接搬入、燃やすごみ・有害ごみの直接搬入を次のとおり休止します。

●粗大ごみ：修繕期間中の粗大ごみの収集および直接搬入を休止します。なお、粗大ごみの受付業務は修繕期間中も行っていきますので、粗大ごみ収集事務所(☎06686)までお申し込みください。

●燃やさないごみ・有害ごみ：修繕期間中の燃やさないごみおよび有害ごみの直接搬入を休止します。なお、燃やさないごみ、有害ごみの集積所の収集は、通常どおり実施します。

市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

☎クリーン推進課クリーン推進班(☎内線383)。

ごみの野焼きは

法律で禁止されています

家庭や事業所から出たごみの野外焼却、いわゆる「野焼き」は、廃棄物の不適正な処理の防止や周辺地域の生活環境に与える影響から一部の例外を除いて法律で禁止されています。

そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたりするほか、ドラム缶などの基

準を満たさない構造を使用している焼却も野焼きと同じ扱いになります。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で罰則の対象となっています(5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金または併科)。

農業でも農薬用プラスチックやビニールの焼却などは絶対に行わないでください。

ごみは定められた処理方法で適正に処理しましょう。

☎クリーン推進課クリーン推進班(☎内線382)、環境保全課環境指導班(☎内線363)。

船橋市北部清掃工場建替事業環境影響評価書の縦覧

船橋市では、老朽化が進む北部清掃工場(大神保町)の建て替えを計画しています。この度、北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価書を取りまとめましたので、千葉県環境影響評価条例に基づき、次のとおり縦覧します。

●縦覧期間および時間：2月1日(火)15日(火)午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)。

●縦覧場所：市環境保全課、千葉県環境政策課。

☎千葉県環境生活部環境政策課(〒260-8667千葉市中央区市場町1-1・☎043-223-4135)。

農業

ぐみの里

市民農園利用者を募集

●利用期間：4月1日～平成

24年3月31日。

●場所：印旛支所南側。

●区画面積：25㎡。

●募集区画数：7区画。

●対象：市内在住の人。

●利用料金：1区画年額9,000円。

●申し込み：電話で左記へ(先着順)。

※午前10時～午後3時限定。

☎ぐみの里市民農園管理者・吉岡(☎3752)。

飼い犬には登録と

狂犬病予防注射を

狂犬病の発生を予防し、まん延を防ぐため、飼い主は、次のことを守り、責任をもつて適正に飼ってください。

☎犬の登録(狂犬病予防法)：生後91日以上の子犬には、生涯1回の登録をしてください。手続きは、環境保全課・各支所および滝野出張所で行っています。

☎狂犬病予防注射(狂犬病予防法)：生後91日以上の子犬には、毎年1回、狂犬病予防注射を必ず行ってください。

☎登録鑑札と狂犬病予防注射済票の装着：犬の首輪には、鑑札と注射済票を必ず付けてください。

☎飼い犬のしつけ：飼い主の指示に従うように、また、人をかんだりしないようにしつけをしてください。

☎環境保全課環境指導班(☎内線361・362)。



☎飼い犬の保留(千葉県犬取締条例)：犬は、必ずつないで飼ってください。散歩は、犬を制御できる人が短い引き綱で行ってください。

☎飼い犬が人をかんだ場合の届け出(千葉県犬取締条例)：飼い犬が人をかんでしまった場合には、飼い主は必ず印旛保健所(☎043-483-1133)へ届け出てください。

2月は省エネルギー1月間です

